

あきらめないで!!  
ひとりで悩まないで!

## 若者の消費者被害の未然防止と早期救済に向けて

横浜弁護士会と共催で

# 「若者110番」を実施します

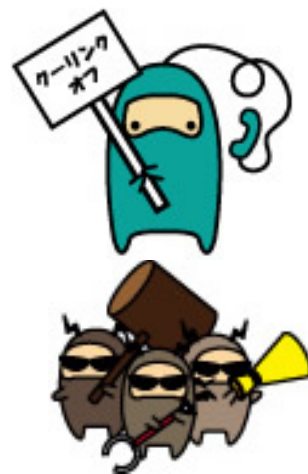
社会経験の少ない若者、特に未成年者の相談が増えています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンの一環として、横浜弁護士会と共催で「若者110番」を実施します。

また、「若者向けリーフレット」（別添）を、市内全高校に配布（約8万枚）し、悪質商法に対する啓発とセンターの周知を図ります。

### <若者に多い相談事例>

- ★ パソコンで芸能人のサイトを検索して無料動画をダウンロードして20歳以上をクリックしたら登録になり、3日以内に7万円を払うように請求された。請求画面が消えない。
- ★ 2年間居住した賃貸マンションを退去するが、高額な修繕費の請求をされた。
- ★ 街で声をかけられ、店舗に行き、痩身エステのコースを契約した。数回通っているが効果が無いので解約したい。中途解約できるか。



**実施日：平成24年1月26日（木）・27日（金）**

**時間：午前9時～午後6時**

**電話番号：045（845）6666**

共催の横浜弁護士会消費者問題対策委員会委員長から、開催にあたってのコメントが裏面のように寄せられています。

お問い合わせ先

横浜市消費生活総合センター 所長 小守 英治 Tel 045 — 845 — 5708

## 「若者 110 番によせて」

横浜弁護士会 消費者問題対策委員会  
委員長 芳野直子

近年、消費者を取り巻く環境は、大きく変化しつつあります。

情報通信機器は急速に普及し、その結果、便利になった反面、匿名性などに起因した深刻な犯罪がらみの問題が多発しております。

さらに長引く不況、若者の就職難は、「サイドビジネス」「就職」などを装い高額な商品を契約させたり、就職に有利になるとうたって資格取得のための講座などに強引な勧誘をする悪質業者を生み出し、大きな社会問題となっております。

横浜市消費生活総合センターに寄せられる相談の現状を見ると、今年度上半期の相談件数は、12,567 件。その内、未成年者と 20 歳代の若者からの相談件数は、1,655 件となっております。

中でも、パソコンや携帯電話など情報通信機器を利用したデジタルコンテンツに関するトラブルの相談が依然として多く寄せられています。

特に「契約した覚えが無いのにアダルトサイトから、不当に料金を請求された」「無料の懸賞サイトに登録したら、自動的に有料の出会い系サイトの登録になっていた」といった架空請求・不当請求の相談が目立っています。

エステなど理美容の高額な商品・サービス、不動産貸借に関する相談は、若者相談の上位にあり、契約行為に不慣れな多くの若者が、消費者トラブルに巻き込まれていることが予想されます。

横浜弁護士会では、このような実態を踏まえ、今年度におきましても横浜市消費生活総合センターと共催し、平成 24 年 1 月 26 日（木曜日）27 日（金曜日）の両日、「若者 110 番」を実施し、若者の消費者被害の防止と早期解決を図ります。是非この機会にご相談下さい。

<連絡先>

横浜法律事務所

横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 7F

TEL 045-662-2226